解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

兵庫県加古川市平岡町土山三八六番地の九

有限会社アポロ美装

清算人　森　耕一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

兵庫県南あわじ市志知中島一〇〇四―一

株式会社ＡＩプランニング

代表清算人　住山みつ子

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

兵庫県淡路市小倉七三番地

淡路総合メンテナンス株式会社

代表清算人　宗石　英喜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

兵庫県芦屋市松ノ内町一番一〇号

株式会社アイエスファイナンシャルプランナー

代表清算人　清水　丈嗣

解散公告

当社は、令和八年六月三十日会社法第三百十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

山口県防府市国分寺町七番四号

株式会社ＰＥＣＯＲＡ

代表清算人　光永　連

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

山口県宇部市明神町二丁目一番三六号

株式会社鷲見酒舗

代表清算人　金子好一郎

解散公告

当社は、令和八年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

愛媛県大洲市中村二四六番地一

株式会社アクトピア大洲

代表清算人　冨永　明佳

解散公告

当社は、令和八年五月二十三日開催の株主総会の決議により令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

福岡県田川市千代町一番一八号

有限会社読売筑豊ビジネスセンター

代表清算人　日掛　誠

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年六月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

長崎県佐世保市黒髪町七五九番地三

大島商事株式会社

代表清算人　大島　正徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

沖縄県那覇市大道二一六番地五Ｌａ　Ｏｒｉｇｉｎ九〇三

ポリグロット合同会社

清算人　目黒　明美

解散公告（第一回）

当組合は令和八年七月一日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地

西尾上矢田北部土地区画整理組合

清算人代表　稲垣　光男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月二十九日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

大阪市生野区小路一丁目二三番一三号

清福寺

清算人　弁護士　藤田　知美

連絡先　大阪市北区梅田二―四―九ブリーゼタワー一二階弁護士法人イノベンティア

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月十三日山口地方裁判所下関支部の解散命令により、解散したので当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

山口県下関市大字清末蔵本第一八三〇番地

宗教法人萩教会

清算人　弁護士　薄井　健太

連絡先　山口県下関市南部町二番七号

弁護士法人ラグーン

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

宮城県仙台市太白区八木山緑町二一―一〇

宗教法人向山基督教会

清算人　木村　章子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月二日目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢七七番地一

医療法人社団真仁会

清算人　鎌田ゆかり

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月十五日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

千葉県長生郡白子町関八六七番地

農事組合法人白子町花卉園芸組合

清算人　酒井　正孝

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠乏により、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

三重県熊野市有馬町二八五番地の一

医療法人社団小山医院

清算人　小山　徹